

**新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に係る
特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）の特例措置について**

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）の特例を措置する。

（改正する条例等）

- ①知事部局等職員：職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ②警察職員：警察職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ③企業職員：病院事業職員の給与に関する規程等
- ※①②については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決により5月上旬に改正する予定（6月議会へ報告）。
- ③については、①②と同日付で規程を改正予定。

2 概要

区 分	内 容
通 常	<p>1 支給対象業務 感染者若しくは疑いのある者(以下「感染者等」)の救護又は病原体の付着、若しくは付着の危険のある物件の処理</p> <p>2 支給額 1日当たり 300 円</p>
特 例	<p>1 支給対象業務</p> <p>(1) 作業場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者等を収容する病院の内部 ○ 感染者等を収容する宿泊施設の内部 ○ 感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上・車内 ○ 上記に準ずる区域 <p>(2) 作業内容 当該感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業</p> <p>〈作業内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象者に接触して行う作業、②対象者が使用した物件の処理 ③施設内における長時間のリエゾン 等 <p>2 支給額 1日当たり 3,000 円</p> <p>※以下の作業は 1日当たり 4,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者等の身体に直接接触する作業 ○ 感染者等に長時間にわたり接して行う作業

※予算対応は当面、既定経費で対応

（参考）

新型コロナウイルス感染症感染者への入院治療を行う医療機関に対しては、運営に要する経費として入院患者1人あたり12,000円/日を4月補正で措置。